



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会社名 トーソー株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 大槻 保人  
 (コード番号 5956 東証第二部)  
 問合せ先 取締役経営企画室担当 林 淳之  
 (TEL. 03-3552-1211)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 74 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 22 条（任期）につき所要の変更を行うとともに、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 73 回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)            第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)            第 22 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>附 則  <u>第 22 条の規定にかかわらず、平成 25 年 6 月 27 日開催の第 73 回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 27 年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期間経過後、これを削除する。</u></p>

##### 3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日（木）  
 定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日（木）

以 上